

課 名	衛生環境課
-----	-------

業 務 名	6 医薬品等安全対策業務
-------	--------------

(管内の現状及び課題)

1 薬事法関係

平成24年度の監視指導において、法改正に伴う違反(一般用医薬品の適正販売等業務指針・手順書の不備)が確認された。

平成24年6月、改正薬事法の完全施行に伴い、医薬品販売業者に対するリスク分類毎の陳列及び情報提供等の法令遵守の徹底を図るため監視指導を強化する必要がある。

平成24年度、登録販売者試験に係る実務経験の不正証明がチェーン展開する複数の店舗販売業者で発覚したことから、資格者による実地の管理状況や情報提供状況等監視指導を強化する必要がある。

監視対象施設数

薬局14、医薬品販売業9

2 毒物及び劇物取締法関係

一部の施設において違反が確認された。

毒物劇物による事故等を防ぐため毒物劇物販売業者に対し、施設の構造設備及び管理状況について監視指導を行う必要がある。

監視対象施設数

毒物劇物販売業者16

3 麻薬及び向精神薬取締法関係、大麻取締法関係

違反は確認されなかったが、麻薬等に起因する事故防止のため取扱者に対し、管理状況等について監視指導を行う。

監視対象施設数

麻薬関係：麻薬取扱施設数28

大麻関係：大麻栽培者1

4 不正大麻・けしの撲滅

不正大麻・けしの撲滅のため啓発活動を実施するとともに、不正栽培の大麻・けしを抜去する。

5 献血関係

目標を達成することができているが、血液は絶えず確保していかなければならないため、今後も継続して献血者の確保に努め、献血目標の達成を図る必要がある。

特に、近年、少子高齢化により献血可能人口が減少しており、若年層を中心に啓発を強化する必要がある。

壱岐保健所管内の献血目標：353.2L

年度別達成率

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
達成率(%)	94.0	107.6	109.3	107.9	94.3	112.2	107.7

6 薬物乱用防止対策

全国的に脱法ドラッグ(違法ドラッグ)等の乱用が増加しており、薬物乱用防止対策を強化する必要がある。

(対策及び本年度の目標)

- 1 薬事法関係
 - 適正な取扱い及び医薬品等の安全確保等
 - 監視目標：100%
- 2 毒物及び劇物取締法関係
 - 適正な取扱い及び事故防止等
 - 監視目標：100%
- 3 麻薬及び向精神薬取締法関係、大麻取締法関係
 - 適正な取扱い等
 - 監視目標：50%
- 4 不正大麻・けしの撲滅
 - 啓発活動を実施するとともに、不正栽培の大麻・けしを抜去する。
- 5 献血関係
 - 献血目標：353.2L
- 6 薬物乱用防止対策
 - 脱法ドラッグ(違法ドラッグ)等の薬物乱用防止を図るため、啓発活動を行う。

(本年度の主な事業内容と実施方針)

- 1 薬事法関係
 - 計画的かつ効果的な監視指導を実施する。
 - 医薬品販売業者に対し、期間を定め集中的に監視指導を行う。
 - ・医薬品等一斉監視の実施(8～10月)
 - ・許可更新調査(5月、11月)
- 2 毒物及び劇物取締法関係
 - 計画的かつ効果的な監視指導を実施する。
- 3 麻薬及び向精神薬取締法関係、大麻取締法関係
 - 計画的かつ効果的な監視指導を実施する。
- 4 不正大麻・けしの撲滅
 - 「不正大麻・けし撲滅運動」の展開、不正栽培の大麻・けしの抜去
- 5 献血関係
 - 献血者の安定確保のため、壱岐市及び長崎県赤十字血液センターと連携した啓発活動を実施する。
 - ・献血協力団体との協力を継続する。
 - ・事業所へ協力を依頼する。
 - ・若年層を対象とした啓発活動を実施する。
 - ・住民へ、献血場所及び時間を周知する。
- 6 薬物乱用防止対策
 - 効果的かつ効率的な薬物乱用防止対策を推進する。
 - ・効果的かつ組織的な啓発指導活動を行うため指導員協議会及び研修会を開催
 - ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の展開(街頭キャンペーン、国連支援募金への協力等)
 - ・脱法ドラッグ(違法ドラッグ)等の薬物乱用防止に関する啓発の強化

課 名	衛生環境課
-----	-------

業 務 名	7 廃棄物対策用務
-------	-----------

(管内の現状及び課題)

1 一般廃棄物関係

問題となる施設を認めていないが、定期的に監視し適正処理について指導する必要がある。

一般廃棄物関係施設数(平成24年度末現在)

壱岐市	処理施設数	ゴミ処理施設	し尿処理施設	資源化施設	最終処分場
直 営	6	1	2	2	1
民 営	2	2 (木くずの破砕)			

2 産業廃棄物関係

問題となる施設を認めていないが、定期的に監視し適正処理について指導する必要がある。

産業廃棄物関係業者数(平成24年度末現在)

	業者数
産業廃棄物処分業	9
産業廃棄物収集運搬業 (内 積替・保管行為あり)	26(8)
特別管理産業廃棄物収集運搬業(内 積替・保管行為あり)	2(1)
計	37(9)

3 不法投棄関係

不法投棄は減少傾向にあるものの後を絶たないため、計画的にパトロールを実施し、発見した不法投棄物について、適正処理を指導するとともに撤去(現状復帰)させる必要がある。

関係機関(壱岐警察署、海上保安署、壱岐市)と合同でパトロールを実施し、不法投棄の早期発見・防止に関する普及・啓発を図る。

4 建設リサイクル法関係

関係機関との連携を維持するため、合同パトロールの継続が必要である。

5 自動車リサイクル法関係

円滑な自動車リサイクルを図るため、継続した立入検査により適正処理について指導する必要がある。

自動車リサイクル法関係業者数(平成24年度末現在)

	業者数
解体業	13
破砕業	1
計	14

6 未来環境条例関係

指定地区内ではタバコの吸殻の散乱が多くあり、また、指定地区内での喫煙者が見られるため、定期的なパトロール(巡回指導)を実施し、指定地区(4地区)における禁止事項の周知と啓発を行う。

7 浄化槽関係

平成25年度からは法定検査の判定基準が変わるため、不適正と判定される浄化槽の増加が予想されるが、今後も管理者に対する文書指導や粘り強い立入検査等による指導を続ける。

平成24年度不適正管理浄化槽数：15基(法定(11条)検査結果：不適正)

改善済み8基(改善率：53%)

(対策及び本年度の目標)

1 一般廃棄物関係

目標：立入件数 18 件(6 施設×3 回)

2 産業廃棄物関係

産業廃棄物処理業者(収集運搬業、処分業)への立入検査の強化

産業廃棄物処理業者への巡回及び重点立入検査を実施し、適正処理の指導を行う。

立入検査目標等一覧表

	種 別	業者数	H25 度計画 (回 / 年)	H25 度計画 延べ立入件数	H24 度実績 (回 / 年)
巡 回	産廃処理業	9	6	54	4
	産廃収集運搬(積替なし)	18	5	90	3
	産廃収集運搬(積替あり)	8	6	48	5
	特別管理産廃収集運搬(積替なし)	1	5	5	4
	特別管理産廃収集運搬(積替なし)	1	6	6	4
重 点	産廃処理業	9	2	18	2
	産廃収集運搬(積替なし)	18	1	18	
	産廃収集運搬(積替あり)	8	2	16	1
	特別管理産廃収集運搬(積替なし)	1	2	2	
	特別管理産廃収集運搬(積替なし)	1	2	2	1

産業廃棄物処理業者を対象とした講習会の実施

産業廃棄物の適正な分別、保管、収集運搬、処分等の処理に関する講習会を開催する。

3 不法投棄関係

不法投棄パトロールの実施

不法投棄パトロールを継続して実施し、不法投棄等を発見した場合は、適正処理を指導するとともに撤去(現状復帰)させる。

目標：不法投棄撤去率：90%以上

合同パトロールの実施

関係機関と連携した合同パトロールを実施する。

目標：陸域、海域 各1回

4 建設リサイクル法関係

関係機関と連携した合同パトロールを実施する。

目標：実施回数 年2回

5 自動車リサイクル法関係

立入検査を実施し、適正な処理について指導するとともに、円滑な自動車リサイクルを図る。

目標：立入件数13件(13業者×1回/年)

6 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例関係

定期的なパトロール(巡回指導)を実施し、指定地区(4地区)における禁止事項の周知と啓発を行う。

目標：各地区1回/週

7 浄化槽関係

法定検査不適正の浄化槽設置者(管理者)に対する改善指導を粘り強く行う。

(本年度の主な事業内容と実施方針)

- 1 一般廃棄物関係
計画的な立入検査を実施し、適正処理や減量化に関する助言指導等を行う。
- 2 産業廃棄物関係
産業廃棄物処理業者(収集運搬業、処分業)への立入検査を強化
巡回立入検査・重点立入検査を実施し、不適正処理があった場合は指導票を交付するなど適正処理を指導する。また、適時改善状況を確認し、必要に応じ再度指導する。
産業廃棄物処理業者を対象とした講習会の実施
平成25年11月開催予定
- 3 不法投棄関係
不法投棄パトロールの実施
不法投棄等の防止、不適正処理の早期発見及び不法投棄物の撤去指導に努める。
合同パトロールの実施
関係機関(海上保安署、警察署、壱岐市、壱岐振興局建設部、農林水産部)との合同パトロール(陸域及び海域)を実施する(6月)。
- 4 建設リサイクル法関係
合同パトロールの実施
壱岐振興局建設部及び対馬労働基準監督署と合同でパトロールを実施する(年2回 5月、11月)。
- 5 自動車リサイクル法関係
解体及び破碎業者への立入検査
計画的に立入検査を実施し、円滑な自動車リサイクルを図る。
- 6 未来環境条例関係
長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく指定地区の定期的な巡回指導を実施し、ごみ等の散乱状況を把握するとともに、指定地区における禁止事項の周知と啓発を行う。
- 7 浄化槽関係
不適正管理浄化槽の粘り強い改善指導を行う。

課名	衛生環境課
----	-------

業務名	8 生活衛生対策業務
-----	------------

(管内の現状及び課題)

- 生活衛生施設の衛生確保
生活衛生営業施設への立入
生活衛生営業施設に対し計画的に立入調査を実施する。
生活衛生営業施設数(平成25年4月1日現在)

種別	旅館	公衆浴場	理容所	美容所	クコグ所	興行場	特定建築物	合計
施設数	84	21	53	73	14	1	6	252

長崎がんばらんば国体2014及び長崎がんばらんば大会2014等に向けた宿泊施設等の衛生確保
多くの宿泊客が見込まれることから、宿泊施設の衛生管理について指導を強化する必要がある。
平成25年度 しおかぜ総文祭、長崎がんばらんば国体のプレ国体
平成26年度 長崎がんばらんば国体2014、長崎がんばらんば大会2014
全国的にレジオネラ属菌に汚染された公衆浴場を原因としたレジオネラ症の発生がみられることから、管内施設における発生を未然に防止するため、管理状況の確認・指導を行う必要がある。

- 水道施設の適正な維持管理の向上
水道施設への計画的な立入調査を実施する。
水道施設数(平成25年4月1日現在)

種別	上水道	簡易水道	合計
施設数	1	9	10

- 衛生優良店の選出・表彰
営業施設の衛生管理の向上推進のため「長崎県衛生優良店公示要綱」に基づき、衛生優良店を選定し表彰している。

(対策及び本年度の目標)

- 生活衛生施設の衛生確保
生活衛生営業施設への立入
計画的に立入検査を実施し、構造設備及び衛生管理について、監視指導を行う。
監視目標：3年間で100%(旅館業を除く)
旅館業に対する立入検査・衛生管理指導の強化
使用水の残留塩素濃度の測定
レジオネラ属菌の浴槽水の自主検査の徹底
レジオネラ症防止対策に関する自主管理手引書・点検表の作成について指導強化
監視目標：2年間で100%
- 水道施設
安心・安全な水道水の確保のため、施設への立入調査を計画的に実施し、施設の適正な維持管理を指導する。
「長崎県水道水質管理計画」に基づいた水道水質監視項目検査及びクリプトスポリジウム検査を行う。
- 衛生優良店の表彰
衛生優良店を選定し表彰する。

(本年度の主な事業内容と実施方針)

- 生活衛生関連施設を計画的に監視する。
旅館、公衆浴場等のレジオネラ対策の履行確認を行う。
- 水道施設
立入調査を随時実施し、施設の適正な維持管理を指導する。
- 「長崎県水道水質管理計画」に基づき、水道水質監視項目検査及びクリプトスポリジウム検査を行う。
- 衛生優良店関係
営業施設の衛生管理の意識向上のため、継続して衛生優良店を表彰する。

課名	衛生環境課
----	-------

業務名	9 環境保全対策業務
-----	------------

(管内の現状及び課題)

1 環境監視

(1) 大気関係

光化学オキシダント注意報発令やPM2.5の注意喚起に備え円滑に注意喚起を行う体制を維持する必要がある。

近年の注意報発令等の状況

	光化学オキシダントの注意報の発令状況	PM2.5の注意喚起の実施状況
平成22年度	1回(5月8日)	
平成23年度	発令なし	
平成24年度	発令なし	1回(3月19日)

(2) 公共用水域、海水浴場の水質調査関係

公共用水域及び海水浴場の水質調査は、県の測定計画等に基づき継続して実施している。

そのうち、幡鉾川については、BODの環境基準(3.0mg/L以下)を達成しているものの、高い状態が続いているため、今後も注意深く監視を行い関係機関と対策を協議する必要がある。

2 工場・事業場の監視指導

各環境関係法令に基づいた立入調査を実施している。違反等がないか監視する。

指導対象施設・事業場数

大気汚染防止法関係	水質汚濁防止法関係		ダイオキシン類対策特別措置法関係
	排水基準(生活環境項目)適用外	排水基準(生活環境項目)適用	
41	283	10	3

3 地球温暖化防止対策関係

平成21年に杵岐市地球温暖化防止対策協議会が設立され、積極的に活動を行っている。保健所の協力・支援が必要である。

(対策及び本年度の目標)

1 環境監視

(1) 大気汚染関係

注意報発令時等は速やかに関係機関に情報を発信し、住民への周知をはかる。

(2) 公共用水域、海水浴場の水質調査関係

県の測定計画等に基づき調査を実施し、環境基準の達成状況等を把握する。

2 工場・事業場の監視指導

各環境関係法令に基づいた立入調査を実施し、違反等がないか監視する。

監視指導目標

大気汚染防止法関係： 50%

水質汚濁防止法関係：排水基準(生活環境項目)適用 100%

排水基準(生活環境項目)適用外 20%

ダイオキシン類対策特別措置法関係：100%

3 地球温暖化防止対策関係

杵岐市地球温暖化防止対策協議会への協力・支援を行う。

(本年度の主な事業内容と実施方針)

1 環境監視

(1) 大気汚染

光化学オキシダント注意報、PM2.5の注意喚起を速やかに発信する。

(2) 公共用水域、海水浴場

ア 県の測定計画に基づき水質調査を実施する。

イ 海水浴場の水質調査を実施し、利用者へ情報提供を行う。

ウ 幡鉾川水質汚濁調査会議を開催し、関係機関と問題の共有を図り、対策を検討する。

- 2 工場・事業場の監視指導
計画的に立入りを実施する。
- 3 地球温暖化防止対策
壱岐市地球温暖化防止対策協議会が実施する地球温暖化防止教室等への協力・支援
地球温暖化防止教室
八幡小学校 3回/年
箱崎小学校 3回/年
いきのしま地球温暖化防止キャンペーン 1回/年(8月)

課名	衛生環境課
----	-------

業務名	10 食品衛生対策業務
-----	-------------

(管内の現状及び課題)

- 食品営業施設等の許認可及び監視指導
 中毒あるいは成分規格基準違反など、健康被害事例あるいは健康被害に直接結びつく可能性が高い違反はなかったが、継続した監視・指導が必要である。
 食品関係施設(平成24年度末現在)

業種	施設数	業種	施設数	業種	施設数
法律対象施設		食肉販売業	80	条例対象施設	
飲食店営業	340	食肉製品製造業	1	魚介類加工業	90
菓子製造業	62	食用油脂製造業	2	魚介類販売業	4
魚介類販売業	82	みそ製造業	4		
魚介類せり売営業	3	醤油製造業	1	小計	94
魚肉ねり製品製造業	7	ソース製造業	1	学校給食施設	9
食品の冷凍冷蔵業	7	酒類製造業	8	病院等給食施設	10
喫茶店営業	14	豆腐製造業	7	事業所等給食施設	11
あん類製造業	3	納豆製造業	1	その他給食施設	1
アイスクリーム類製造業	7	めん類製造業	4		
乳類販売業	131	そうざい製造業	32		
食肉処理業	4	清涼飲料水製造業	2		
		氷雪製造業	2		
		小計	805	小計	31
				合計	930

- 食品衛生思想の普及啓発
 広報パレードや巡回指導等を実施することにより各種食品衛生思想の普及啓発を行っており、継続して食品衛生の確保に努める必要がある。
- 食中毒の未然防止
 平成24年度は管内での食中毒事件の発生はないものの、引き続き食中毒発生の未然防止に努める必要がある。
- 長崎がんばらんば国体等のイベント開催に向けた飲食店の衛生確保
 多くの宿泊客が見込まれるため、指導を強化する必要がある。
 平成25年度 しおかぜ総文祭、長崎がんばらんば国体のプレ国体
 平成26年度 長崎がんばらんば国体2014、長崎がんばらんば大会2014

(対策及び本年度の目標)

- 監視指導及び収去検査の実施
 監視指導：目標件数820件
 収去検査：目標件数120件
- 食品衛生思想の普及啓発及び食中毒防止対策
 食品等の一斉取締りを実施する。(春期、夏期、年末の3期間)
 食中毒注意報発令時における関係機関への注意喚起
 衛生啓発事業
 講習会等への講師派遣
 しおかぜ総文祭等のイベント開催に向けた飲食店等の重点的監視
 監視対象施設：宿泊予定施設2件 弁当調整施設1件
 監視目標：各施設3回
 収去検査目標：各施設2回

(本年度の主な事業内容と実施方針)

1 監視指導及び収去検査の実施

監視指導及び収去検査

長崎県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導及び収去検査を計画的に実施する。

監視対象 : 食品衛生法許可施設、条例に基づく許可施設、集団給食施設

監視重点項目 : 条例に基づく管理運営基準の遵守、収去検査等による検証及び指導

事前指導、許可処理業務

食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき許可基準等について事前指導を行い、許可処理業務を行う。

2 食品衛生思想の普及啓発及び食中毒防止対策

食品等の一斉取締りの実施

春期、夏期、年末の3期間実施する。

食中毒注意報発令時における関係機関への注意喚起

発生時に敏速に注意喚起を行う。

衛生啓発事業

食品衛生指導員との巡回指導及び食品衛生月間における広報パレード等を実施する。

講習会等への講師派遣

食品衛生責任者講習会及び各種衛生講習会へ講師を派遣する。

しおかぜ総文祭等のイベント開催に向けた飲食店等の重点的監視

平成24年度のしおかぜ総文祭、平成25年度の長崎がんばらんば国体等の開催に伴い、多くの宿泊客が見込まれることから、宿泊施設や飲食店への指導を強化する。

課 名	衛生環境課
-----	-------

業 務 名	1 1 狂犬病予防対策業務	動物愛護管理対策業務
-------	---------------	------------

(管内の現状及び課題)

1 狂犬病予防対策

狂犬病予防事業実施状況(平成24年度実績)

登録頭数	新規登録頭数	予防注射頭数	捕獲頭数	返還頭数	引取犬回収頭数	犬処分頭数	咬傷犬届出数	引取猫回収頭数	猫処分頭数
1,466	104	783	77	2	62	136	0	61	61

狂犬病発生防止対策

狂犬病の発生を予防するため違反犬の捕獲を行っているが、違反犬のうろつき等の苦情相談が多い状況である。

参考：離島保健所の状況(H24度) 五島46件、上五島12件、対馬56件、壱岐55件

2 動物愛護管理対策

(1) 動物の引取り状況

動物愛護の観点から、飼い犬等の安易な遺棄を防ぐ目的で、やむを得ず飼育できなくなった犬・猫の引取りを行うとともに、飼い主に対する適正飼育等を啓発している。犬・猫の引取頭数は年々減少傾向にあるものの、子犬・子猫の引き取りが多い状況である。

年度		H 2 2	H 2 3	H 2 4
引取頭数	犬・猫	2 1 5	1 7 9	1 2 3
	子犬・子猫	1 6 1	1 0 8	1 0 1

(2) 動物愛護推進協議会

平成24年度、動物愛護の推進等について協議するため、長崎県動物愛護推進協議会壱岐支部を設立した。

(3) 動物愛護及び適正飼育管理に関する普及啓発

適正飼育、終生飼養、不要な繁殖制限に関して普及する必要がある。

(4) 動物取扱業者への指導

動物愛護の観点から、終生飼養あるいはみだりな繁殖を抑制するなど、適正飼養の普及啓発を行う必要がある。また、新しい飼い主への譲渡を行い、処分頭数を削減する必要がある。

3 犬等の処分及び動物慰霊祭の実施

動物愛護推進員と協力し、引き取り動物の譲渡に努め、処分頭数の削減を図り、やむを得ない犬等の処分を行うとともに、やむを得ず処分した動物の慰霊祭を実施している。

(対策及び本年度の目標)

1 狂犬病予防対策

狂犬病予防法による飼い犬の登録及び予防注射の実施についての啓発等を行う。

違反犬のうろつき等の苦情相談が多い状況であるため、今後とも壱岐市と連携し、効果的な捕獲方法を模索する。

2 動物愛護管理対策

(1) 動物の引取り(殺処分頭数の圧縮)

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく保護動物について、公示等による返還等の機会を拡大するとともに、同法による引取り時に、動物の飼養継続、第三者への譲渡及び不妊、去勢の措置がなされるよう指導及び助言の徹底を図り、殺処分頭数の減少を目指す。

(2) 動物愛護推進協議会

動物愛護推進協議会を開催し、年2回動物愛護の推進等について協議するとともに関係機関との連携を強化する。

(3) 動物愛護及び適正飼育管理に関する啓発

住民へ啓発することにより、動物愛護及び適正飼育管理の普及を図る。

(4) 動物取扱業者への指導

動物取扱業者に対する講習会(1回/年)を通じ指導する。また、必要に応じて動物取扱業者への立入指導を実施する。

(本年度の主な事業内容と実施方針)

- 1 狂犬病予防対策
壱岐市、獣医師会と連携し犬の登録及び予防注射実施の推進を図るとともに違反犬の捕獲を実施する。
- 2 動物愛護管理対策事業
 - (1) 殺処分頭数の圧縮
壱岐市と連携し、不適正飼養者の指導、迷い犬・保護犬の飼い主捜しのための情報提供を実施する。
犬・猫の引取りの際の適正飼養の指導・助言を行う。
 - (2) 動物愛護推進協議会の開催
動物愛護推進協議会を開催し、適正飼育等の普及啓発等について協議する。
 - (3) 動物愛護及び適正飼育管理に関する啓発
関係機関と連携し、適正飼育、終生飼養、不要な繁殖制限について啓発する。
イベントへの参画等
動物愛護週間に実施する動物愛護フェスティバルへ参画する。(壱岐市獣医師会主催)
ケーブルテレビによる普及啓発を行う。
 - (4) 動物取扱業者への指導
動物取扱業者に対する講習会：実施時期 11月(予定)
必要に応じた立入指導の実施